



COPY

## 医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 山下医科器械株式会社

令和 5 年 2 月 21 日付けで申請のあった修理区分の追加を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 7 項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 5 年 3 月 2 日

長崎県知事

大石 賢吾



特定保守管理医療機器に係る修理区分

: 画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
人工臓器関連  
光学機器関連  
理学療法用機器関連  
歯科用機器関連  
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分:

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
人工臓器関連  
光学機器関連  
理学療法用機器関連  
歯科用機器関連  
検体検査用機器関連  
鋼製器具・家庭用医療機器関連